

## 退職手当債をどのように考えるか（検討メモ）

### （１）課 題

今後の予算編成において、退職手当債を「収入の範囲内で予算を組む」との原則における「収入」として、他の財源と同様に扱って良いのか。

### （２）退職手当債の制度概要等

#### ①退職手当債とは

団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成 18 年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、10 年間の特例措置として、許可により発行を認められる起債。

平年ベースを上回る退職手当額がある団体で、将来の人件費の削減により償還財源が確保できる団体に発行が認められるもの。交付税措置なし。

#### ②平成 20 年度本格予算における扱い

平成 20 年度本格予算では、財政再建プログラム案における 1,100 億円の取組を達成する上で、通常の歳入確保、歳出抑制を最大限見込んでもなお必要な額として 185 億円を計上。

### （３）論 点

#### ①退職手当（職員給与）の受益（府民サービス）は、将来にはない

⇒退職手当債の活用は将来世代の受益なき負担増になるのでは。

⇒民間同様に退職手当引当金を積み立てるべきでは。

⇒退職手当引当金の積立を行っていない状況では、退職手当債の活用による負担の平準化も必要では。（退職手当額は H26 年度以降に大きく減少する見込み）

#### ②平成 21 年度以降も厳しい財政運営（要対応額、景気の後退局面）

⇒退職手当債を活用しないことを前提とした、さらなる取組みを行うべきでは。

⇒制度的に認められており、地財計画にも計上されている退職手当債を活用せずに、行政水準を引き下げて不足財源を確保することに府民の理解を得られるか。

（地方財政が厳しさを増す中で、大多数の府県が活用）

### （４）退職手当債の活用指針について

資料 1	議会質疑（H20. 2）
資料 2	財政収支の見通し（粗い試算）
資料 3	都道府県別退職手当債発行額等の状況
資料 4	退職手当額の推移
資料 5	職員の年齢構成